

社会福祉法人みんなの森福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなの森福祉会（以下「当法人」という）定款第八条、第二条及び評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規程に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬・賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人みんなの森福祉会給与規程第4条に準ずる額
- (5) 常勤役員等が職務の為に出張したときは、社会福祉法人みんなの森福祉会法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為に出張したときは、社会福祉法人みんなの森福祉会法人役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、社会福祉法人みんなの森福祉会給与規程第7条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときに

は、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(廃案)

第9条 この規程の廃案は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は2017年4月1日より施行する。

2 2019年6月9日改訂

ただし、別表4は、2019年4月1日に遡及して施行する。

3 2020年6月8日最終改訂

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長・理事	月額 100,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額 of 1カ月分
12月の賞与	報酬月額 of 1カ月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員、理事（理事長を除く）、監事、評議員会選任・解任委員、その他・理事長が必要と認めた者

	日額
評議員会、理事会等への出席	4,000円
法人及び施設業務のための出勤	4,000円
指導監査への出席	6,000円
施設整備や開園に関して専門的な指導助言や業務	5,000円
監事監査への出席	10,000円

（2）理事長

	日額
評議員会、理事会等への出席	6,000円
法人及び施設業務のための出勤	6,000円
指導監査への出席	6,000円